

令和7年度

市 民 税
県 民 税
森林環境税

特別徴収のしおり

このしおりには次の書類が綴っております

令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書	表紙裏面
令和7年度特別徴収の取扱いについて	P1
退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について	P2
異動届出書の記入について	P4
特別徴収の納入書の取扱いについて	P6
給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	(2部)
普通徴収から特別徴収への変更依頼書	(2部)
市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	(1部)
特別徴収義務者住所・名称等変更届出書	(1部)
ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	(1部)
市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入書	(1部)

特別徴収納入書の『指定番号』欄には、以下の例の通り記載をお願いします。

(例) 指定番号
00800000-0

なお、指定番号は市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に記載がありますのでご確認ください。

愛知県刈谷市

市町村コード 232106

◎特別徴収事務についてのお問い合わせ、
用紙不足の際は下記へご連絡ください。

刈谷市役所 税務課

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1-1

TEL (0566) 62-1205 (直通)

URL <https://www.city.kariya.lg.jp/>

令和7年度 特別徴収の取扱いについて

1. 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

地方税法及び刈谷市税条例の規定により、納税義務者がその1年間に納入しなければならない市民税・県民税・森林環境税額を、毎月貴事業所で給料が支払われるときに月割の税額で徴収して納入していただくことをいいます。

2. 特別徴収義務者とは

地方税法及び刈谷市税条例の規定により指定された給与の支払者のことをいいます。

従って5月31日までに刈谷市から「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」等が送達されますと特別徴収の義務が発生し、特別徴収義務者は毎月定められた税額を差し引いて定められた納期限までに納入しなければなりません。

3. 特別徴収の方法

- ①徴収……「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」及び「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」に6月分から翌年5月分までの月割額が記載してありますので、6月を第1回目として毎月支払われる給料から月割額を順次徴収してください。ただし、納税者の市民税・県民税が均等割額相当額以下のときは、当初の6月分で全額徴収してください。
- ②納入……各納税義務者から徴収した月割額の合計額は、その徴収した月の翌月の10日(土日祝の場合はその翌日)までに「納入書」により金融機関等に納入してください。納期限までに納入されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。
この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
 - (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間…各年の延滞金特例基準割合(注)に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)
 - (2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間…各年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(上限年14.6%)

(注)「延滞金特例基準割合」…租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合+1%

4. 納税義務者に異動(退職・転勤等)があった場合

- ①異動があった場合は必ず翌月の10日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。
異動届出書が提出されていなかったり遅れたりしますと、貴事業所に督促状が送られたり、滞納処分を受けたりします。また、退職者も一度に多くの未徴収税額を納めることになりますので、異動の発生した都度、速やかに提出してください。
- ②退職があった場合には、退職した年の翌年の1月31日までにその退職者の給与支払報告書を提出してください。退職者の給与の総額が30万円以下の場合は提出の義務はありませんが、公平公正な課税のために提出していただきますようご協力をお願いします。

5. 退職所得の分離課税について

退職手当等に係る市民税・県民税所得割額の納入については、退職手当等を支給するときに市民税・県民税を計算し、それを退職手当等から差し引き、退職した年の1月1日現在の退職者の住所地の市区町村に納入してください。なお、納入書の「退職所得分」欄と裏面の「納入申告書」には必要事項を記入し、徴収した月の翌月10日までに月割額と併せて納入してください。退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収については2ページ目以降もご参照ください。

6. 特別徴収税額の納期の特例について

給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出して市長の承認を受けた場合には、6月分から11月分までの特別徴収税額を12月10日(土日祝の場合はその翌日)までに、12月分から翌年5月分までの特別徴収税額を翌年6月10日(土日祝の場合はその翌日)までにまとめて納入することができます。

7. 特別徴収税額の変更について

今回の通知後、税額に誤りがあったり、その他変更する事由が生じたときは、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」により変更後の税額をお知らせしますので、同通知書の税額により徴収し、納入してください。

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職所得に係る市民税・県民税額は下記の計算式により算出してください。

納入は、徴収した月の翌月10日(土日祝の場合はその翌日)までに「市民税・県民税納入申告書」を市長に提出し、申告税額を同日までに「納入書」により納めてください。(「市民税・県民税納入申告書」は、「納入書」と同一用紙の「納入済通知書」の裏面になっています。)

I 退職所得の金額の求め方

退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額^{※1}) × 1/2^{※2}
(1,000円未満の端数切捨て)

※1 退職所得控除額の計算(次頁に早見表がございます)

- イ．勤続年数が20年以下の場合
40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)

ロ．勤続年数が20年を超える場合
80万円+70万円×(勤続年数-20年)

※2 勤続年数が5年以内のものうち、法人役員等については退職所得の金額、それ以外のものについては退職所得の300万円を超える部分について、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

II 特別徴収すべき市民税・県民税額の求め方

市民税 = 退職所得の金額 × 6%
(100円未満の端数切捨て)

県民税 = 退職所得の金額 × 4%
(100円未満の端数切捨て)

退職所得の金額	×	税 率		=	特別徴収すべき住民税額
		市民税	6 %		市民税額
		県民税	4 %		県民税額

計算例

勤続年数 24 年1か月で退職し、14,223,632 円の退職手当等を受けた場合の分離課税に係る所得割額の算出

1 退職所得控除額の計算

$8,000,000\text{円} + 700,000\text{円} \times (25\text{年} - 20\text{年}) = 11,500,000\text{円}$

(勤続年数は、24年1か月を1年に満たない部分は切り上げて、25年になります。)

2 退職所得の金額(1,000円未満の端数切捨て)

$(14,223,632\text{円} - 11,500,000\text{円}) \times 1/2 = 1,361,816\text{円} \rightarrow 1,361,000\text{円}$

3 退職所得に係る市民税・県民税所得割額(100円未満の端数切捨て)

市民税額

$1,361,000\text{円} \times 6\% = 81,660\text{円} \rightarrow 81,600\text{円}$

県民税額

$1,361,000\text{円} \times 4\% = 54,440\text{円} \rightarrow 54,400\text{円}$

よって、特別徴収していただく市民税・県民税額は、市民税額81,600円、県民税額54,400円となり、合計額は136,000円となります。

参考 退職所得控除額早見表 (単位：万円)

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職	障害退職		一般退職	障害退職
2年以下	80	180	26年	1,220	1,320
3年	120	220	27年	1,290	1,390
4年	160	260	28年	1,360	1,460
5年	200	300	29年	1,430	1,530
6年	240	340	30年	1,500	1,600
7年	280	380	31年	1,570	1,670
8年	320	420	32年	1,640	1,740
9年	360	460	33年	1,710	1,810
10年	400	500	34年	1,780	1,880
11年	440	540	35年	1,850	1,950
12年	480	580	36年	1,920	2,020
13年	520	620	37年	1,990	2,090
14年	560	660	38年	2,060	2,160
15年	600	700	39年	2,130	2,230
16年	640	740	40年	2,200	2,300
17年	680	780	41年以上 2200万円 に勤続年 数が40年 を超える 1年ごと に70万円 を加算し た金額	2300万円 に勤続年 数が40年 を超える 1年ごと に70万円 を加算し た金額	
18年	720	820			
19年	760	860			
20年	800	900			
21年	870	970			
22年	940	1,040			
23年	1,010	1,110			
24年	1,080	1,180			
25年	1,150	1,250			

※ 退職所得に係る所得割を課税する都道府県及び市町村は、退職手当等の支払いを受ける人の退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村となります。

※ 特別徴収票は退職所得等の受給者が法人の役員の場合、退職後1月以内に退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における各受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければなりません。

異動届出書の記入について

納税者に異動（退職・転勤・休職等）があったときは、異動のあった月の翌月10日（土日祝の場合はその翌日）までに

「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を必ず提出してください。
特 別 徴 収

- ◎ この異動届出書は、1枚目は「控え用」で、2枚目は「市提出用」です。
- ◎ 退職（死亡による退職を除く）、休職等のため、特別徴収ができなくなった納税者について、未徴収税額を納税者の了解を得て、退職手当等により一括徴収で納入してください。
- ◎ 外国人の人が退職等される場合は、日本国外へ出国されることがあるので、可能な限り一括徴収してください。
- ◎ 異動届出書を、複数枚使用することが予想される場合は、あらかじめコピーしてご使用ください。

※異動届出書は、刈谷市役所ホームページ（<https://www.city.kariya.lg.jp/>）内のページID：1003008からダウンロードすることも可能です。

退職者の市民税・県民税・森林環境税の一括徴収

—— 地方税法第321条の5第2項 ——

(特別徴収税額の納入の義務等)

貴事業所の市民税・県民税・森林環境税納税義務者の方が退職された場合について、次のとおり定められていますので、特にご留意ください。

- (1) 退職が12月までの場合、本人の申出があれば残りの税額（翌年5月分まで）を一括徴収してください。
- (2) 1月1日から4月30日までの退職の場合、退職時の給与または退職手当等の合計額が残りの税額（5月分まで）を超える時は退職された本人の意思にかかわらず、一括徴収してください。

ただし、死亡による退職の場合は一括徴収しないでください。

退職された方については速やかに異動届出書を提出してください。

異動届出書が提出されていなかったり遅れたりしますと、貴事業所に督促状が発せられたり、滞納処分を受けたりします。また、退職者も一度に多くの未徴収税額を納めることになりますので、異動の発生した都度、速やかに提出してください。

特別徴収の納入書の取扱いについて

●注 意 事 項

1. 納入書は金融機関等で使用できます。ただし東海四県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合、本市の取扱店として指定しなければなりません。この場合、市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入書記載例の前ページにある「指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

払込金融機関

- (1) 三菱UFJ銀行、あいち中央農業協同組合、岡崎信用金庫、碧海信用金庫、名古屋銀行、あいち銀行、西尾信用金庫、十六銀行、愛知県中央信用組合、豊田信用金庫、東海労働金庫、百五銀行、知多信用金庫、京都銀行
(金融機関の名称は、統廃合により変更される場合があります。)
 - (2) 東海四県に所在するゆうちょ銀行・郵便局または指定されたゆうちょ銀行・郵便局
2. 納入書を使って納める場合は、必ず該当月の納入書又は、予備の納入書に該当月を記入してご使用ください。
また、納入の際の指定番号はハイフン以下の数字を含む番号となります。
なお、書き誤り等があった場合は、末尾にある、日付を記入していない予備の2枚を使用して下さい。
 3. 給与等から徴収した特別徴収税額は、該当月の納入書の「給与分」の欄に記載し納入してください。
 4. 退職所得に係る市民税・県民税額を納入する場合は、該当月の納入書の「退職所得分」の欄及び裏面の納入申告書へ必要事項を記入して、給与分と併せて納入してください。
 5. 退職、休職等により市民税・県民税・森林環境税の月割額を徴収できなくなった場合は、異動届出書を提出してください。
 6. 退職により、残りの税額を一括徴収し納入していただく場合、「給与分」の欄へ他の徴収した月割額分と合算して記入し、「退職所得分」の欄へは記入しないでください。なお、この場合でも異動届出書をお忘れなく提出してください。
 7. 特別徴収義務者が個人事業主の場合には、「納入済通知書」の裏面に印刷されている納入申告書の様式は、納入申告書としては使用せず、納入申告書は別の紙を用いて別途提出（※）してください。その上で、表裏一体の様式の納入書の面（表面）のみ記載したものを金融機関等に提出していただき（裏面の納入申告書は記載しないでください）、別の紙の納入申告書（個人番号を含む必要な事項を記載いただいたもの）を郵送等により市区町村に提出してください。またその際、事業主の身元確認書類と番号確認書類の写しを同封してください。

（※別途提出する方法の例）

- ・表裏一体の様式とは別に納入申告書を別の紙に印刷した様式を用いて提出する。
- ・納入済通知書と表裏一体になった様式をもう一通用意し、その裏面の納入申告書部分を切り離したものをういて提出する。

記載例 1 (転勤等) 特別徴収継続 …納税者が転勤先でも引き続き特別徴収される場合

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

給与支払報告

市提出用

特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者
指定番号

00800000-0

宛先 「特別徴収」を
○印で囲む

刈谷市長

令和7年 10月 7日提出

(特別徴収義務者)
給与支払者

所在地又は住所

〒448-8501

〇〇市××町18番

名称又は氏名

(株) 刈谷

法人番号又は個人番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4

連絡
先

部署

経理課 給与係

担当者

鈴木 花子

電話

0566-23-1111

給与所得者(異動者)

フリガナ

ミカワ イチロウ

氏名

三河 一郎

生年月日

昭和61年 10月 10日 旧姓

受給者番号

002-1245

個人番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3

異動後の住所
(現住所)

安城市桜町17番

電話

090 - 1234 - 5678

特別徴収税額
(年税額)

給与天引きの
済月を記入

(ア)

120,000 円

徴収済税額

6 月分から

9 月分まで

40,000 円

未徴収税額

10 月分から

5 月分まで

80,000 円

異動年月日

令和 7 年

9 月

30 日

異動事由

- 退職
- 転勤
- 休職
- 長期欠勤
- 死亡
- 税額が給与額より大きい
- 給与の支払が不定期
- 会社解散

2

左から番号を
選択して記載

該当項目を
○印で囲む

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

① 転勤・特別徴収継続

新たな特別徴収義務者が
給与から徴収する場合

新特別徴収義務者

所在地
又は
住所

〒460-0001
名古屋市中区栄1丁目1番1号
愛知ビル7階

フリガナ

アイチ

名称又は氏名

愛知 (株)

法人番号

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3

連絡先

部署 経理課労務係 担当者 佐藤 次夫

電話 052-481-5423 (内線) 007

月割額

10,000 円を

10 月分から納入します。
(11 月 10 日納期分)

新特別徴収義務者指定番号

008 □□□□□-□

新受給者番号

A-3210

特別徴収税額の納入方法
(該当する納入方法にレをうってください)

レ 納入書使用

納入書不使用(金融機関の納入サービス利用)

② 一括徴収

退職時の特別徴収義務者が
給与から徴収する場合

一括徴収
の理由
(○印で囲んで
ください。)

一括徴収した税額は

月分とあわせて納入します。

月 日 納期分)

一括徴収
の理由
(○印で囲んで
ください。)

一括徴収税額
((ウ)の金額)

- 異動が12月31日以前で、申出があったため
(月 日 申出)
- 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

記入しない

●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。

③ 普通徴収

個人で納付する場合

一括徴収しない場合は、次のいずれかを
○印で囲んでください

- 異動が12月31日以前で、徴収の申出がないため
- 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
- 死亡による退職のため

記入しない

市処理欄

異動前の特別徴収義務者が記入

異動後の特別徴収義務者が記入

記載例 2 (退職等) 一括徴収 …給与支払者が未徴収税額を給与または退職手当等からまとめて徴収する場合

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

給与支払報告

市提出用

特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者 指 定 番 号	00800000-0
連 絡 先	部 署 経理課 給与係
	担 当 者 鈴木 花子
	電 話 0566-23-1111
異動年月日	異動事由
令和 7 年 12 月 20 日	- 退職 - 転勤 - 休職 - 長期欠勤 - 死亡 - 税額が給与額より大きい - 給与の支払が不定期 - 会社解散 1 左から番号を選択して記載

宛先 刈谷市長	〒 448-8501 所在地又は住所 〇〇市××町 18 番	名称又は氏名 (株) 刈谷	法人番号又は個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4
令和 8 年 1 月 9 日提出	給与所得者 (異動者)	徴収済税額	未徴収税額
フリガナ ミカワ ジロウ	氏 名 三河 二郎	特別徴収税額 (年税額)	異動事由
生 年 月 日 昭和 63 年 3 月 10 日 旧姓	受 給 者 番 号 001-0523	給与天引きの 済月を記入	令和 7 年 12 月 20 日
個 人 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	異動後の住所 (現 住 所) 刈谷市桜町 1 丁目 1 5 0 番地	(ア) 120,000 円	(イ) 70,000 円
電 話 090 - 1234 - 5678		(ウ) 50,000 円	

未徴収税額 (ウ) の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

A 転勤・特別徴収継続 新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

新特別徴収義務者

所在地又は住所 〒

フリガナ

名称又は氏名

法人番号

連絡先 部 署 担当 電 話

月割額 円を 月分から納入します。

新特別徴収義務者指定番号 新受給者番号

特別徴収税額の納入方法 (該当する納入方法にレをうってください)

納入書使用 納入書不使用 (金融機関の納入サービス利用)

B 一括徴収 退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合

一括徴収した税額は 1 月分とあわせて納入します。

(2 月 10 日納期分)

一括徴収の理由

① 異動が 12 月 31 日以前で、申出があったため

(12 月 20 日 申出)

② 異動が 1 月 1 日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額 ((ウ) の金額) 50,000 円

●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。

C 普通徴収 個人で納付する場合

一括徴収しない場合は、次のいずれかを記入してください

2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため

3 死亡による退職のため

異動前の特別徴収義務者が記入

記載例3 (退職等) 普通徴収 …納税者が未徴収税額を直接納める場合

給与支払報告

特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

市提出用

特別徴収義務者
指 定 番 号

00800000-0

宛先

「特別徴収」を
○印で囲む

刈谷市長

令和7年 9月 2日提出

(特別徴収義務者)
給与支払者

所在地又は住所

〒448-8501

〇〇市××町18番

名称又は氏名

(株) 刈谷

法人番号又は個人番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4

連絡
先

部 署

経理課 給与係

担 当 者

鈴木 花子

電 話

0566-23-1111

給与所得者(異動者)

フリガナ

ミカワ サブロー

氏 名

三河 三郎

生 年 月 日

平成2年 8月 20日

旧姓

岡崎

受給者番号

001-0022

個 人 番 号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3

異動後の住所
(現住所)

高浜市碧海町3丁目10番地5

電 話

090 - 1234 - 5678

特別徴収税額
(年税額)

給与天引きの
済月を記入

(ア)

120,000 円

徴収済税額

6

月分

8

月分

未徴収税額

9

月分

5

月分

(イ)

30,000 円

(ウ)=(ア)-(イ)

90,000 円

異動年月日

令和 7 年

8 月

31 日

異動事由

- 退職
- 転勤
- 休職
- 長期欠勤
- 死亡
- 税額が給与額より大きい
- 給与の支払が不定期
- 会社解散

1

左から番号を
選択して記載

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

A 転勤・特別徴収継続 新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

新特別徴収義務者

所在地又は住所

フリガナ

名称又は氏名

法人番号

連絡先 部 署 担当者

電 話

月割額 円を 月分から納入します。

(月 日納期分)

新特別徴収義務者指定番号

新受給者番号

特別徴収税額の納入方法 (該当する納入方法に○をつけてください)

納入書使用

納入書不使用(金融機関の納入サービス利用)

B 一括徴収 退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合

一括徴収した税額は 月分とあわせて納入します。

(月 日)

該当項目を○印で囲む

1 異動が12月31日以前で、異動があったため

(月 日 申出)

2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収の理由 (○印で囲んでください。)

一括徴収税額 ((ウ)の金額) 円

●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。

C 普通徴収 個人で納付する場合

一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。

- 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため
- 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
- 死亡による退職のため

市処理欄

異動前の特別徴収義務者が記入

記載例 4 給与支払報告書提出後の退職…令和7年分の給与支払報告書を提出した人で令和8年1月以降に退職した場合

給与支払報告

○異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

市提出用

特別徴収に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者
指 定 番 号 00800000-0

宛先 刈谷市長 令和8年 4月 4日提出	「給与支払報告」を ○印で囲む	所在地又は住所 〇〇市××町18番	名称又は氏名 (株) 刈谷	法人番号又は個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	〒448-8501	連 絡 先 部 署 担 当 者 電 話	経理課 給与係 鈴木 花子 0566-23-1111
給与所得者(異動者)						異動年月日	異動事由
フリガナ	ミカワ シロウ	特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額	未徴収税額	令和 8 年 3 月 31 日	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 税額が給与額より大きい 7 給与の支払が不定期 8 会社解散
氏 名	三河 四郎	記入しない		月分から 月分まで	月分から 月分まで		1 左から番号を選択して記載
生 年 月 日	平成 5 年 1 月 10 日	(ア)		(イ)	(ウ)=(ア)-(イ)		
受給者番号	008-1234						
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3						
異動後の住所 (現住所)	知立市広見3丁目150番地						
電 話	090 - 1234 - 5678						

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

A 転勤・特別徴収継続 新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合	B 一括徴収 退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合	C 普通徴収 個人で納付する場合
所在地又は住所 フリガナ 名称又は氏名 法人番号 連絡先 部署 担当者 電 話 月割額 円を 月分から納入します。 (月 日納期分) 新特別徴収義務者指定番号 新受給者番号 特別徴収税額の納入方法 (該当する納入方法にシをうってください)	一括徴収した税額は 月分とあわせて納入 (月 日納期分) 一括徴収の理由 (○印で囲んでください) 1 異動が12月31日以前で、申出があったため (日 申出) 2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため 一括徴収税額 (ウ)の金額 円 ●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。	一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。 1 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため 2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため 3 死亡による退職のため
記入しない	記入しない	市処理欄

給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

※複数枚の使用が予想される場合はあらかじめコピーしてご使用ください。

控え用		宛先 刈谷市長 年 月 日提出		(特別徴収義務者 給与支払者) 所在地又は住所 名称又は氏名 法人番号又は個人番号		〒		特別徴収義務者 指 定 番 号		連 絡 先 部 署 担 当 者 電 話	
給与所得者(異動者)				フリガナ		氏 名		生 年 月 日		受給者番号	
個人番号				異動後の住所 (現 住 所)		電 話		特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額	
月割額				円を		月分から		未徴収税額		異動年月日	
新特別徴収義務者指定番号				新受給者番号		特別徴収税額 (ア)		徴収済税額 (イ)		未徴収税額 (ウ)=(ア)-(イ)	
特別徴収税額の納入方法 (該当する納入方法にレをうってください)				納入書使用		納入書不使用(金融機関の納入サービス利用)		異動年月日		異動事由	
1 退職				2 転勤		3 休職		4 長期欠勤		5 死亡	
6 税額が給与額より大きい				7 給与の支払が不定期		8 会社解散		年		月	
日				左から番号を 選択して記載							

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

A 転勤・特別徴収継続 新たな特別徴収義務者が
給与から徴収する場合

所在地又は住所	〒
フリガナ	
名称又は氏名	
法人番号	
連絡先	部 署 担当者 電 話
月割額	円を 月分から納入します。 (月 日納期分)
新特別徴収義務者指定番号	新受給者番号
特別徴収税額の納入方法 (該当する納入方法にレをうってください)	納入書使用 納入書不使用(金融機関の納入サービス利用)

B 一括徴収 退職時の特別徴収義務者が
給与から徴収する場合

一括徴収した税額は	月分とあわせて納入します。 (月 日納期分)
一括徴収の理由 (○印で囲んでください。)	1 異動が12月31日以前で、申出があったため (月 日 申出) 2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため
一括徴収税額 (ウ)の金額)	円
●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。	

C 普通徴収 個人で納付する場合

一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。

- 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため
- 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
- 死亡による退職のため

市処理欄

給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

市提出用

宛先 刈谷市長 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地又は住所	〒										
		名称又は氏名											
		法人番号又は個人番号											

特別徴収義務者 指 定 番 号		
連 絡 先	部 署	
	担 当 者	
	電 話	

給与所得者(異動者)			特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動事由
フリガナ							
氏 名							
生 年 月 日	年 月 日	旧姓					
受給者番号							
個人番号							
異動後の住所 (現 住 所)			(ア)	(イ)	(ウ)=(ア)-(イ)		
電 話			円	円	円		

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

A 転勤・特別徴収継続 新たな特別徴収義務者が
給与から徴収する場合

新特別徴収義務者	所在地又は住所	〒									
	フリガナ										
	名称又は氏名										
	法人番号										
	連絡先	部 署					担当者				
	電 話										

月割額: [] 円を [] 月分から納入します。
([] 月 [] 日納期分)

新特別徴収義務者指定番号: [] 新受給者番号: []

特別徴収税額の納入方法 (該当する納入方法にレをうってください)

納入書使用 ☐ 納入書不使用(金融機関の納入サービス利用) ☐

B 一括徴収 退職時の特別徴収義務者が
給与から徴収する場合

一括徴収した税額は [] 月分とあわせて納入します。
([] 月 [] 日納期分)

一括徴収の理由 (○印で囲んでください。)

1 異動が12月31日以前で、申出があったため
([] 月 [] 日 申出)

2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額 ((ウ)の金額) [] 円

●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。

C 普通徴収 個人で納付する場合

一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。

1 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため

2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため

3 死亡による退職のため

市処理欄

※複数枚の使用が予想される場合はあらかじめコピーしてご使用ください。

給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

※複数枚の使用が予想される場合はあらかじめコピーしてご使用ください。

控え用		宛先 刈谷市長 年 月 日提出		(特別徴収義務者 給与支払者) 所在地又は住所 名称又は氏名 法人番号又は個人番号		〒		特別徴収義務者 指 定 番 号		連 絡 先 部 署 担 当 者 電 話	
給与所得者(異動者)				フリガナ		氏 名		生 年 月 日		受給者番号	
個人番号				異動後の住所 (現 住 所)		電 話		特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額	
月割額				円を		月分から		未徴収税額		異動年月日	
新特別徴収義務者指定番号				新受給者番号		特別徴収税額 (ア)		徴収済税額 (イ)		未徴収税額 (ウ)=(ア)-(イ)	
特別徴収税額の納入方法 (該当する納入方法にレをうってください)				納入書使用		納入書不使用(金融機関の納入サービス利用)		異動年月日		異動事由	
1 退職				2 転勤		3 休職		4 長期欠勤		5 死亡	
6 税額が給与額より大きい				7 給与の支払が不定期		8 会社解散		年		月	
日				左から番号を 選択して記載							

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

A 転勤・特別徴収継続 新たな特別徴収義務者が
給与から徴収する場合

新特別徴収義務者
所在地又は住所
フリガナ
名称又は氏名
法人番号
連絡先
部 署
電 話
担当者

月割額 円を 月分から納入します。
(月 日納期分)

新特別徴収義務者指定番号
新受給者番号

特別徴収税額の納入方法
(該当する納入方法にレをうってください)

納入書使用
納入書不使用(金融機関の納入サービス利用)

B 一括徴収 退職時の特別徴収義務者が
給与から徴収する場合

一括徴収した税額は 月分とあわせて納入します。
(月 日納期分)

一括徴収の理由
(○印で囲んでください。)

1 異動が12月31日以前で、申出があったため
(月 日 申出)

2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額
(ウ)の金額 円

●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。

C 普通徴収 個人で納付する場合

一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。

1 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため

2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため

3 死亡による退職のため

市処理欄

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

市提出用

宛先 刈谷市長 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地又は住所 〒 名称又は氏名 法人番号又は個人番号
-------------------------------	--------------------	--

特別徴収義務者 指 定 番 号		
連 絡 先	部 署	
	担 当 者	
	電 話	

給与所得者(異動者)		特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動事由
フリガナ						1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 税額が給与額より大きい 7 給与の支払が不定期 8 会社解散 左から番号を 選択して記載
氏 名			月分から	月分から	年	
生 年 月 日	年 月 日 旧姓	月分まで	月分まで	月		
受給者番号					日	
個人番号		(ア)	(イ)	(ウ)=(ア)-(イ)		
異動後の住所 (現 住 所)		円	円	円		
電 話						

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

A 転勤・特別徴収継続		新たな特別徴収義務者が 給与から徴収する場合
新特別徴収義務者	所在地又は住所	〒
	フリガナ	
	名称又は氏名	
	法人番号	
	連絡先	部 署 担当者
	電 話	
月割額 円を 月分から納入します。 (月 日納期分)		
新特別徴収義務者指定番号		新受給者番号
特別徴収税額の納入方法 (該当する納入方法にレをうってください)		納入書使用 納入書不使用(金融機関の納入サービス利用)

B 一括徴収		退職時の特別徴収義務者が 給与から徴収する場合
一括徴収した税額は 月分とあわせて納入します。 (月 日納期分)		
一括徴収 の理由 (○印で囲んで ください。)	1 異動が12月31日以前で、申出があったため (月 日 申出) 2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため	
一括徴収税額 (ウ)の金額)	円	
●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。		

C 普通徴収	個人で納付する場合
一括徴収しない場合は、次のいずれかを ○印で囲んでください。	
1 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため	
2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため	
3 死亡による退職のため	
市処理欄	

「普通徴収から特別徴収への変更依頼書」記載例

※複数枚の使用が予想される場合は、あらかじめコピーしてご使用ください。

普通徴収から特別徴収への変更依頼書

※新規採用、中途就職等により特別徴収を新たに希望する場合は、
この変更依頼書に必要事項を記入の上提出してください。
確認後、特別徴収税額変更通知書を送付しますので、記載の月割額を徴収してください。
なお、普通徴収から切り替えられる税額は、納期未到来分のみとなります。

納入書または特別徴収税額の通知書
(特別徴収義務者用)に記載された
番号を必ず記入してください。

市処
町理
村欄

特別徴収義務者指定番号

00800000-0

刈谷市長 令和7年9月10日提出	給与 (特別徴収義務者) 支払者	フリガナ	カリヤ	この 応答 される 届出 書に 方	部署	人事課給与係
		名称 又は 氏名	(株) 刈谷		氏名	刈谷 花子
		所在地 又は 住所	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地		電話	(0566) 62-1205

法人番号

※個人事業主の場合、個人番号(マイナンバー)は記入しないでください。

給与 所得者	フリガナ	カリヤ タロウ	10 月分(11/10 納期限分)より特別徴収を希望します。	
	氏名	刈谷 太郎		
	住所	刈谷市大手町二丁目25番地	納税通知書の通知書番号 (通知書表紙の右上に記載)	00123456-000
	生年月日	大・昭・平 56年10月20日	普通徴収税額	288,000 円
	受給者番号	123456-789012	納付済額	216,000 円 (第2 期分まで)

※指定の受給者番号(所属No、従業員No等)があれば上の欄にご記入ください。

特別徴収税額通知書納税義務者用の電子受取を希望される場合は、指定番号の記入が必須となります。

普通徴収から特別徴収への変更依頼書

なお、普通徴収から切り替えられる税額は、納期未到来分のみとなります。

市処
町理
村欄

特別徴収義務者指定番号

この届出書に

部署

課

係

氏名

電話

刈谷市長

年 月 日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

フリガナ

名称
又は
氏名

所在地
又は
住所

法人番号

※個人事業主の場合、個人番号（マイナンバー）は記入しないでください。

給与所得者

フリガナ

氏 名

住所

生年月日

受給者番号

月分(/ 納期限分)より特別徴収を希望します。

納税通知書の通知書番号
(通知書表紙の右上に記載)

普通徴収税額 円

納 付 済 額 円 (第 期分まで)

※指定の受給者番号(所属No、従業員No等)があれば上の欄にご記入ください。

特別徴収税額通知書納税義務者用の電子受取を希望される場合は、指定番号の記入が必須となります。

※複数枚の使用が予想される場合は、あらかじめコピーしてご使用ください。

普通徴収から特別徴収への変更依頼書

※新規採用、中途就職等により特別徴収を新たに希望する場合は、
この変更依頼書に必要事項を記入の上提出してください。
確認後、特別徴収税額変更通知書を送付しますので、記載の月割額を徴収してください。
なお、普通徴収から切り替えられる税額は、納期未到来分のみとなります。

納入書または特別徴収税額の通知書
(特別徴収義務者用)に記載された
番号を必ず記入してください。

刈谷市長 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ				
		名称 又は 氏名				
		所在地 又は 住所	〒			
		法人番号				
		市処 町理 村欄				
		特別徴収義務者指定番号				
		この 応答 される 方 の 届出 書 に	部署	課 係		
			氏名			
			電話			
		※個人事業主の場合、個人番号(マイナンバー)は記入しないでください。				

給与所得者	フリガナ			月分(/ 納期限分)より特別徴収を希望します。
	氏名			
	住所	納税通知書の通知書番号 (通知書表紙の右上に記載)		—
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	普通徴収税額 円	
	受給者番号		納付済額 円(第 期分まで)	

※指定の受給者番号(所属No、従業員No等)があれば上の欄にご記入ください。
特別徴収税額通知書納税義務者用の電子受取を希望される場合は、指定番号の記入が必須となります。

納入書記載例

※納入書が不足する場合は、コピーしてご使用ください。

愛知県 刈谷市		個人市民税 個人県民税 森林環境税	
市コード		領収証書(公)	
232106			
口座番号		加入者名	
00890-3-960418		刈谷市会計管理者	
		指定番号	
令和7年7月分		00800000-0	
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億千百十萬千百十円	1000000
	退職所得分		2500000
	延滞金		
	合計額		3500000
納期限		令和7年8月12日	
(特別徴収義務者)			
住所又は所在地 〒448-8501			
刈谷市東陽町一丁目1番地			
氏名又は名称			
(株) 刈谷 様			
上記のとおり領収しました。		領収日付印	
(納入者保管)			

退職・転勤等の異動があったときは、必ず異動届出書を提出してください。

愛知県 刈谷市		個人市民税 個人県民税 森林環境税	
市コード		納入書(公)	
232106			
口座番号		加入者名	
00890-3-960418		刈谷市会計管理者	
		指定番号	
令和7年7月分		00800000-0	
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億千百十萬千百十円	1000000
	退職所得分		2500000
	延滞金		
	合計額		3500000
納期限		令和7年8月12日	
(特別徴収義務者)			
住所又は所在地 〒448-8501			
刈谷市東陽町一丁目1番地			
氏名又は名称			
(株) 刈谷 様			
上記のとおり領収しました。		領収日付印	
(金融機関・ゆうちょ銀行等保管)			

退職手当等に係る所得割額がある場合は、必ず「納入金額」の「退職所得分」欄及び裏面の納入申告書に記載してください。

愛知県 刈谷市		個人市民税 個人県民税 森林環境税	
市コード		納入済通知書(公)	
232106			
口座番号		加入者名	
00890-3-960418		刈谷市会計管理者	
		指定番号	
令和7年7月分		00800000-0	
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億千百十萬千百十円	1000000
	退職所得分		2500000
	延滞金		
	合計額		3500000
納期限		令和7年8月12日	
(特別徴収義務者)			
住所又は所在地 〒448-8501			
刈谷市東陽町一丁目1番地			
氏名又は名称			
(株) 刈谷 納			
取りまとめ店		領収日付印	
ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター (〒469-8794)			
上記のとおり通知します。 (取りまとめ店)			
(受付店→(株)三菱UFJ銀行 刈谷支店→刈谷市)			
(刈谷市保管)			

市 民 税 納 入 申 告 書 県 民 税																		
刈 谷 市 長														受付印				
令和7年8月12日提出																		
令和7年7月分						人員				/ 人								
退職手当等 支払金額						十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
						2	0	0	0	0	0	0	0	0				
特別 徴収 税額	市民税									1	5	0	0	0	0			
	県民税									1	0	0	0	0	0			
特別 徴収 義務者	住所(居所) 又は所在地					〒448-8501 刈谷市東陽町一丁目1番地												
	氏 名 又は名称					(株) 刈 谷												
	法人 番号 又は 個人 番号	0	0	0	0	/	/	2	2	3	3	4	4	5				
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																		

個人事業主の特別徴収義務者が使用する場合は「右記の納入申告書の記載について(3)」を確認してください。

納入する際の注意事項

- (1) この用紙は、給与から差し引いて納めていただく市民税・県民税・森林環境税の月割額を納入するときに使用していただくとともに、退職手当等が支払われた月は、その退職手当等から差し引いた所得割額もあわせて納入することができるようになっています。
- (2) 給与から差し引いた月割額及び一括徴収分は「納入金額」の「給与分」欄に記入し、退職手当等に係る所得割額は「納入金額」の「退職所得分」欄に記入してください。

左記の納入申告書の記載について

- (1) 「 年 月分」欄には退職所得等を支払った年月(和暦)を、「人員」欄には退職手当等に係る所得割額を徴収した人員を、「退職手当等支払金額」欄には支払われた退職金等の合計額を記入してください。
- (2) 特別徴収税額の「市民税」・「県民税」欄には退職者の退職手当等から徴収された分離課税にかかる所得割の市民税の合計額と県民税の合計額を記入してください。
- (3) 個人事業主の特別徴収義務者が、左記の市民税・県民税納入申告書を使用する場合は、納入書の表面のみ記載したものを金融機関等に提出してください。(裏面の納入申告書は記載しないでください。)
- 市民税・県民税納入申告書は、予備の納入書の裏面に記載し、個人番号が記載されるため金融機関等を経由せずに、郵送等により直接刈谷市役所税務課に提出してください。またその際、事業主の身元確認書類と番号確認書類の写しを同封してください。

納 入 場 所

三 菱 U F J 銀 行
あいち中央農業協同組合
岡 崎 信 用 金 庫
碧 海 信 用 金 庫
名 古 屋 銀 行
あ い ち 銀 行
西 尾 信 用 金 庫
十 六 銀 行
愛知県中央信用組合
豊 田 信 用 金 庫
東 海 労 働 金 庫
百 五 銀 行
知 多 信 用 金 庫
京 都 銀 行

東海四県(愛知・岐阜・三重・静岡)
に所在するゆうちょ銀行・郵便局
又は指定されたゆうちょ銀行・郵便局

金融機関の名称は統廃合等により
変更される場合があります。

※この納入書でお支払い後、1ヵ月以内に納税証明書が必要な方は、証明申請時に領収証書をお持ちください。

愛知県 刈谷市	個人市民税 個人県民税 森林環境税
市コード	領収証書(公)
232106	

口座番号		加入者名	
00890-3-960418		刈谷市会計管理者	
年 月分		指 定 番 号	
納 入 金 額		給 与 分 (一括徴収分を含む。)	
		億 千 百 十 万 千 百 十 円	
		退職所得分	
		延 滞 金	
		合 計 額	
納 期 限		年 月 日	
(特別徴収義務者)			
住所又は所在地 〒			
氏名又は名称			
様			
上記のとおり領収しました。		領収日付印	

(納入者保管)

切り取り

退職・転勤等の異動があったときは、必ず異動届出書を提出してください。

愛知県 刈谷市	個人市民税 個人県民税 森林環境税
市コード	納入書(公)
232106	

口座番号		加入者名	
00890-3-960418		刈谷市会計管理者	
年 月分		指 定 番 号	
納 入 金 額		給 与 分 (一括徴収分を含む。)	
		億 千 百 十 万 千 百 十 円	
		退職所得分	
		延 滞 金	
		合 計 額	
納 期 限		年 月 日	
(特別徴収義務者)			
住所又は所在地 〒			
氏名又は名称			
上記のとおり領収します。		領収日付印	

(金融機関・ゆうちょ銀行等保管)

切り取り

退職手当等に係る所得割額がある場合は、必ず「納入金額」の「退職所得分」欄及び裏面の納入申告書に記載してください。

愛知県 刈谷市	個人市民税 個人県民税 森林環境税
市コード	納入済通知書(公)
232106	

口座番号		加入者名	
00890-3-960418		刈谷市会計管理者	
年 月分		指 定 番 号	
納 入 金 額		給 与 分 (一括徴収分を含む。)	
		億 千 百 十 万 千 百 十 円	
		退職所得分	
		延 滞 金	
		合 計 額	
納 期 限		年 月 日	
(特別徴収義務者)			
住所又は所在地 〒			
氏名又は名称			
納			
取りまとめ店		領収日付印	
ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター (〒469-8794)			
上記のとおり通知します。 (取りまとめ店)			
(受付店→(株)三菱UFJ銀行 刈谷支店→刈 谷 市)			

(刈谷市保管)

切り取り

市 民 税 県 民 税 納 入 申 告 書															
刈 谷 市 長												受付印			
年 月 日 提出															
年 月 分				人 員			人								
退職手当等 支払金額				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
特別徴収税額	市民税														
	県民税														
特別徴収義務者	住所（居所） 又は所在地			〒											
	氏 名 又は 名称														
	法人 番号 又は 個人 番号														
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。															

個人事業主の特別徴収義務者が使用する場合は「右記の納入申告書の記載について（3）」を確認してください。

納入する際の注意事項

- (1) この用紙は、給与から差し引いて納めていただく市民税・県民税・森林環境税の月割額を納入するときに使用していただくとともに、退職手当等が支払われた月は、その退職手当等から差し引いた所得割額もあわせて納入することができるようになっています。
- (2) 給与から差し引いた月割額及び一括徴収分は「納入金額」の「給与分」欄に記入し、退職手当等に係る所得割額は「納入金額」の「退職所得分」欄に記入してください。

左記の納入申告書の記載について

- (1) 「年 月 分」欄には退職所得等を支払った年月（和暦）を、「人員」欄には退職手当等に係る所得割額を徴収した人員を、「退職手当等支払金額」欄には支払われた退職金等の合計額を記入してください。
- (2) 特別徴収税額の「市民税」・「県民税」欄には退職者の退職手当等から徴収された分離課税にかかる所得割の市民税の合計額と県民税の合計額を記入してください。
- (3) 個人事業主の特別徴収義務者が、左記の市民税・県民税納入申告書を使用する場合は、納入書の表面のみ記載したものを金融機関等に提出してください。（裏面の納入申告書は記載しないでください。）
市民税・県民税納入申告書は、予備の納入書の裏面に記載し、個人番号が記載されるため金融機関等を経由せずに、郵送等により直接刈谷市役所税務課に提出してください。またその際、事業主の身元確認書類と番号確認書類の写しを同封してください。

納 入 場 所

三 菱 U F J 銀 行
 あいち中央農業協同組合
 岡 崎 信 用 金 庫
 碧 海 信 用 金 庫
 名 古 屋 銀 行
 あ い ち 銀 行
 西 尾 信 用 金 庫
 十 六 銀 行
 愛知県中央信用組合
 豊 田 信 用 金 庫
 東 海 労 働 金 庫
 百 五 銀 行
 知 多 信 用 金 庫
 京 都 銀 行

東海四県（愛知・岐阜・三重・静岡）
 に所在するゆうちょ銀行・郵便局
 又は指定されたゆうちょ銀行・郵便局

金融機関の名称は統廃合等により
 変更される場合があります。

※この納入書でお支払い後、1ヵ月以内に納税証明書が
 必要な方は、証明申請時に領収証書をお持ちください。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

刈谷市長 年 月 日 提出	申請者	所在地 (住所)	特別徴収義務者 指 定 番 号													
		名 称 (氏名)	法 人 番 号 (個人事業主は記入不要)													
		代表者	担当者	部 署	課 係											
				氏 名												
	電 話															
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請します。																
納期の特例を受けようとする税額	年 月分以降に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額 円															
申請の日前6か月間の給与 の支払状況 () 内には、支払いを受けた総人 員のうち、臨時雇用者に係るものにつ いて記入してください。	支 払 月 別	受給者総人員	支払った金額	支 払 月 別	受給者総人員	支払った金額										
	年 月分	(人)	(円)	年 月分	(人)	(円)										
	年 月分	(人)	(円)	年 月分	(人)	(円)										
	年 月分	(人)	(円)	年 月分	(人)	(円)										
現に市税の滞納または最近における 著しい納付若しくは納入の遅延の事 実がある場合において、それがやむ を得ない理由によるものであるとき は、その理由																

※前年度以前に、納期の特例申請をされた事業所で、本年度も引き続き納期の特例を希望される場合は、新たに申請書の提出の必要はありません。

ただし、納期の特例の条件に該当しなくなった場合には、承認を取り消します。

※納期の特例を取りやめる場合は、下記までご連絡ください。



特別徴収義務者住所・名称等変更届出書

納入書または特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)に記載された番号を必ず記入してください。

◎変更があった場合は速やかに提出してください。

刈谷市長 年 月 日 提出	特 義 別 務 徴 収 者	所在地						特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称						担 当 者 名	部 署	課 係
		代表者の 職氏名印							氏 名	
									電 話	
		法人番号								※個人事業主の場合、個人番号（マイナンバー）は記入しないでください。

事 項	変	更	前	変	更	後
フリガナ						
登 記 上 の 本店所在地						
フリガナ						
特 徴 関 係 送 付 先						
- フリガナ						
名 称						
電 話	(		)	—	(	)
備 考						

※所在地・方書・名称には誤読をさけるために必ずフリガナを記入してください。

変更期日 年 月 日